



平成 19 年 6 月 15 日

各 位

会社名 コムシード株式会社  
代表者名 代表取締役社長 CEO 石井 博規  
コード番号 3739・名証セントレックス  
問合せ先 経営戦略本部 経営企画部 平井 孝佳  
(TEL 03-5217-5814)

### 第 1 回無担保転換社債型新株予約権付社債発行に関するお知らせ

当社は、平成 19 年 6 月 15 日開催の取締役会において、第 1 回無担保転換社債型新株予約権付社債の発行に関し、下記のとおり決議いたしましたのでお知らせいたします。

#### 【資金調達目的】

当社の計画している企業価値成長戦略の一つとして M&A がありますが、今後コンテンツ拡大のため積極的にモバイルコンテンツ運営会社やオンラインゲーム開発・運営会社等の M&A を行っていきたいと考えおり、今回の調達資金は M&A 及びその事業を推進するための費用に充当するためのものです。

#### 【本社債の特徴】

転換社債型新株予約権付社債で転換価格の修正条項が付く社債について、発行後、即時に転換価格の修正が開始され、転換価格が時価から割引かれているような設計のものは、短期間に過度の既存株式価値の希薄化が生じる恐れがありますが、本社債は以下のような性質を有し、既存株式価値の短期間の希薄化懸念による株価に対するインパクトに配慮し、さらに、日本証券業協会の定義する「MSCB」とは異なった性質を有し、投資家保護の観点からも配慮された設計となっています。

- 1) 本社債の転換価額は、本社債の発行決議日（本日）の前営業取引日である平成 19 年 6 月 14 日まで（当日を含む）の 20 連続取引日の株式会社名古屋証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値（以下、「当初転換価格」という。）で決定され、それ以降、本社債の転換価格の決定日は毎年 1 回、毎年 1 月の第 2 金曜日のみとしており、頻繁に転換価格の修正が行われることがない為、短期間での既存株式価値の希薄化に対する懸念に配慮された設計となっております。
- 2) さらに、毎年 1 回修正される転換価格は、決定日までの 5 連続営業取引日の終値の平均値に修正が行われることから、所謂「MSCB」のような株式時価をベースに割引かれた値に修正されるものではなく、株式への転換が促進されるような設計にしている為、その他の投資家に対して配慮されたものとなっております。なお、修正の上限及び下限については、当初転換価格の 150%に相当する金額を上限とし、50%に相当する金額を下限にしております。
- 3) 本社債の割当先である株式会社サイカンの契約により、契約日（平成 19 年 6 月 25 日締結予定）から平成 19 年 12 月 24 日までの半年間、新株予約権を行使し発行した当社普通株式を取締役会の承認なくして第三者へ譲渡することはできない取り決めとなっているため、短期間な大量の株式異動に伴う株価へのインパクトを排除しております。
- 4) 本社債には当社の選択によりいつでも行使することが可能なコールオプションが付されており、株価の状況や、調達資金使途が実現されない場合には当社自身の選択により繰上償還を行うことが可能となっております。

ご注意：この文書は、当社の転換社債型新株予約権付社債発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘またはそれに類似する行為を目的として作成されたものではありません。



- (6) 当社は、発行日の翌日以降いつでも本新株予約権付社債を取得することができる。ただし、本社債又は本新株予約権のみを取得することはできない。かかる取得を行った場合には、当社は、遅滞なく当該本社債を消却するものとする。

14. 新株予約権の数

各本社債に付された本新株予約権の数は1個とし、合計40個の本新株予約権を発行する。

15. 新株予約権の内容

(1) 新株予約権の目的である株式の種類及びその数の算定方法

本新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、本新株予約権の行使請求により当社が当社普通株式を交付する数は、行使請求する本新株予約権に係る本社債の払込金額の総額を本項第(3)号記載の転換価額(ただし、本項第(4)号乃至第(8)号によって修正又は調整された場合は修正後又は調整後の転換価額)で除して得られる最大整数(以下「交付株式数」という。)とする。この場合に1株未満の端数を生じたときにはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。

(2) 新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及びその価額

本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、交付株式数に本項第(3)号の転換価額(ただし、本項第(5)号ないし(8)号によって修正又は調整された場合は修正後又は調整後の転換価額)を乗じた額とする。本新株予約権の行使に際して出資される財産は、当該本新株予約権に係る本社債とし、当該本社債の価額はその払込金額と同額とする。ただし、交付株式数に本項第(3)号記載の転換価額(ただし、本項第(5)号乃至第(8)号によって修正又は調整された場合は修正後又は調整後の転換価額)を乗じた額が本社債の払込金額を下回る場合には、発行会社は、その差額分を精算金として、本新株予約権付社債の社債権者に対して直ちに交付する。

(3) 転換価額

本新株予約権の行使により交付する当社普通株式の数を算定するにあたり用いられる1株当たりの額(以下「転換価額」という。)は、当初、44,077.5円とする。

(4) 転換価額の修正

平成20年以降の毎年1月第2金曜日(以下、それぞれを「決定日」という。)の翌取引日以降、転換価額は、決定日まで(当日を含む。)の5連続取引日(ただし、終値のない日は除き、決定日が取引日でない場合には、決定日の直前の取引日までの5連続取引日とする。以下「時価算定期間」という。)の株式会社名古屋証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値に相当する金額(円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り捨てる。以下「修正後転換価額」という。)に修正される。なお、時価算定期間内に、本項第(5)号乃至第(8)号で定める転換価額の調整事由が生じた場合には、修正後転換価額は、本要項に従い当社が適当と判断する値に調整される。ただし、かかる算出の結果、修正後転換価額が22,038.7円(以下「下限転換価額」という。ただし、本項第(5)号乃至第(8)号による調整を受ける。)を下回る場合には、修正後転換価額は下限転換価額とし、66,116.2円(以下「上限転換価額」という。ただし、本項第(5)号乃至第(8)号による調整を受ける。)を上回る場合には、修正後転換価額は上限転換価額とする。

(5) 転換価額の調整

当社は、本新株予約権付社債の発行後、本項第(6)号に掲げる各事由により当社の発行済普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合には、次に定める算式(以下「転換価額調整式」という。)により転換価額を調整する。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{交付普通株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{\text{既発行普通株式数} + \text{時 価}}$$

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \text{交付普通株式数}}{\text{既発行普通株式数} + \text{時 価}}$$

(6) 転換価額調整式により本新株予約権付社債の転換価額の調整を行う場合及びその調整後の転換価額の適用時期については、次に定めるところによる。

① 本項第(7)号②に定める時価を下回る払込金額をもってその発行する当社普通株式又はその処分する当社の有する当社普通株式を引き受ける者の募集の場合(ただし、当社の発行した取得条項付株式、取得請求権付株式もしくは取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の取得と引換えに交付する場合又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。))その他の証券もしくは権利の転換、交換もしくは行使による場合を除く。)

調整後の転換価額は、払込期日又は払込期間の末日の翌日以降、また、当該募集において株主に割当てを受ける権利を与える場合は、当該権利を与える株主を定めるための基準日の翌日以降これを適用する。

② 株式分割又は株式無償割当てによる当社普通株式を交付する場合

調整後の転換価額は、当社株式分割等により株式を取得する株主を定めるための基準日(基準日を定めない場合は、効力発生日)の翌日以降これを適用する。当社普通株式の無償割当てについて、当社普通株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は、その日の翌日以降、これを適用する。

③ 取得請求権付株式であって、その取得と引換えに本項第(7)号②に定める時価を下回る対価をもって当社普通株式を交付する定めがあるものを発行する場合(無償割当ての場合を含む。)、又は本項第(7)号②に定める時価を下回る対価をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。))その他の証券もしくは権利を発行する場合(無償割当ての場合を含む。))

調整後の転換価額は、発行される取得請求権付株式、新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。))その他の証券又は権利(以下「取得請求権付株式等」という。))の全てが当初の条件で転換、交換又は行使され当社普通株式が交付されたものとみなして転換価額調整式を準用して算出するものとし、払込期日(新株予約権及び新株予約権付社債の場合は割当日)又は無償割当ての効力発生日の翌日以降、これを適用する。ただし、当社普通株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は、その日の翌日以降、これを適用する。

上記にかかわらず、転換、交換又は行使に際して交付される当社普通株式の対価が取得請求権付株式等が発行された時点で確定していない場合は、調整後の転換価額は、当該対価の確定時点で発行されている取得請求権付株式等の全てが当該対価の確定時点の条件で転換、交換又は行使され当社普通株式が交付されたものとみなして転換価額調整式を準用して算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降、これを適用する。

⑥ 本号③における対価とは、当該株式又は新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。))の発行に際して払込みがなされた額(新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。))の場合には、その行使に際して出資される財産の価額を加えた額とする。)から、その取得又は行使に際して当該株式又は新株予約権の所持人に交付される金銭その他の財産の価額を控除した金額を、その取得又は行使に際して交付される当社普通株式の数で除した金額をいう。

⑦ 本号①乃至③の各取引において、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日が設定され、かつ、各取引の効力の発生が当該基準日以降の株主総会又は取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、本号①乃至③にかかわらず、調整後の転換価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用するものとする。

この場合において、当該基準日の翌日から当該取引の承認があった日までに、本新株予約権を行使した新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付するものとす

る。ただし、株券の交付については本項第(15)号の規定を準用する。この場合に 1 株未満の端数を生じたときにはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。

$$\text{株式数} = \frac{(\text{調整前転換価額} - \text{調整後転換価額}) \times \text{調整前転換価額により当該期間内に交付された当社普通株式数}}{\text{調整後転換価額}}$$

- (7) ① 転換価額調整式の計算については、円位未満小数第 2 位まで算出し、小数第 2 位を切り捨てる。
- ② 転換価額調整式で使用する時価は、調整後の転換価額を適用する日に先立つ 45 取引日目に始まる 30 取引日(終値のない日数を除く。)の株式会社名古屋証券取引所における当社普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む。)の平均値とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第 2 位まで算出し、小数第 2 位を切り捨てる。
- ③ 転換価額調整式で使用する既発行株式数は、当該募集において株主に株式の割当てを受ける権利を与える場合は、当該権利を与える株主を定めるための基準日、また、それ以外の場合は、調整後の転換価額を適用する日の1か月前の日における当社の発行済普通株式数から、当該日における当社の有する当社普通株式の数を控除した数とする。
- ④ 転換価額調整式により算出された転換価額と調整前転換価額との差額が 1 円未満にとどまるときは、転換価額の調整は行わないこととする。ただし、次に転換価額の調整を必要とする事由が発生し転換価額を算出する場合は、転換価額調整式中の調整前転換価額に代えて、調整前転換価額からこの差額を差引いた額を使用するものとする。
- (8) 本項第(6)号の転換価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な転換価額の調整を行う。
- ① 株式の併合、合併、会社分割又は株式交換のために転換価額の調整を必要とするとき。
- ② その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により転換価額の調整を必要とするとき。
- ③ 転換価額を調整すべき事由が 2 つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の転換価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。
- (9) 本項(4)乃至(8)により転換価額の修正又は調整を行うときは、当社は、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、修正前又は調整前の転換価額、修正後又は調整後の転換価額及びその適用の日その他必要な事項を本新株予約権付社債の社債権者に通知する。ただし、適用の日の前日までに前記の通知を行うことができないときは、適用の日以降すみやかにこれを行う。
- (10) 新株予約権を行使することができる期間  
本新株予約権の新株予約権者は、平成 19 年 7 月 3 日から平成 24 年 7 月 1 日までの間(以下「行使期間」という。)、いつでも、本新株予約権を行使することができる。行使期間を経過した後は、本新株予約権は行使できないものとする。
- (11) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金  
本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第 40 条第 1 項に従い算出される資本金等増加限度額の 2 分の 1 の金額とし、計算の結果 1 円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。
- (12) 新株予約権の行使の条件  
当社が第 13 項第(2)号及び第(3)号に基づき本社債を繰上償還する場合、第 12 項第(6)号に基づき取得した本社債を消却する場合、及び当社が本社債につき期限の利益を喪失した場合には、当該償還日、消却日又は期限の利益喪失日以降、本社債に係る本新株予約権を行使することはできない。当社

が第13項第(4)号記載の社債権者の請求により本社債の全部又は一部を繰上償還する場合には、本新株予約権付社債券が償還金支払場所に到達したとき以降、当該本新株予約権を行使することはできない。また、各本新株予約権の一部について本新株予約権を行使することはできないものとする。

- (13) 新株予約権の取得事由  
本新株予約権の取得事由は定めない。
  - (14) 本新株予約権の行使請求受付事務は、第19項記載の行使請求受付場所(以下「行使請求受付場所」という。)においてこれを取扱う。
  - (15) 当社は、本新株予約権の行使請求の効力が発生した日以後すみやかに株券を交付する。
16. 担保提供制限
- (1) 当社は、本新株予約権付社債の未償還残高が存する限り、本新株予約権付社債発行後、当社が国内で発行する他の転換社債型新株予約権付社債に担保権を設定する場合には、本新株予約権付社債のためにも担保付社債信託法に基づき、同順位の担保権を設定する。なお、転換社債型新株予約権付社債とは、会社法第2条第22号に定義される新株予約権付社債であって、それに係る社債を新株予約権の行使に際してする出資の目的とするものをいう。
  - (2) 上記に基づき設定した担保権が本新株予約権付社債を担保するに十分でないときは、当社は直ちに本新株予約権付社債を担保するに十分な担保権を追加設定するとともに、担保権設定登記手続その他担保権の設定に必要な手続きを完了し、かつ、設定した追加担保権について担保付社債信託法第77条の規定に準じて公告するものとする。
17. 期限の利益喪失に関する特約
- (1) 当社は、次の各場合には本社債について期限の利益を失う。
    - ① 当社が第13項の規定に違背したとき。
    - ② 当社が第16項(1)号の規定に違背したとき。
    - ③ 当社が上記①乃至②以外の本新株予約権付社債の社債要項の規定に違背し、本新株予約権付社債の社債権者から是正を求める通知を受領した後30日以内にその履行又は是正をしないとき。
    - ④ 当社が本社債以外の社債について期限の利益を喪失し、又は期限が到来してもその弁済をすることができないとき。
    - ⑤ 当社が社債を除く借入金債務について期限の利益を喪失し、もしくは期限が到来してもその弁済をすることができないとき、又は当社以外の社債もしくはその他の借入金債務に対して当社が行った保証債務について履行義務が発生したにもかかわらず、その履行をすることができないとき。ただし、当該債務の合計額(邦貨換算後)が5億円を超えない場合は、この限りではない。
    - ⑥ 当社が、破産手続開始、民事再生手続開始もしくは会社更生手続開始の申立をし、又は解散(合併の場合を除く。)の議案を株主総会に提出する旨の決議を行ったとき。
    - ⑦ 当社が、破産手続開始、民事再生手続開始もしくは会社更生手続開始の決定、又は特別清算開始の命令を受け、又は解散(合併の場合を除く。)したとき。
    - ⑧ 当社がその事業経営に不可欠な資産に対し強制執行、仮差押もしくは仮処分執行もしくは競売(公売を含む。)の申立てを受け、又は滞納処分としての差押を受ける等当社の信用を著しく害損する事実が生じたとき。
18. 償還金支払事務取扱者(償還金支払場所)  
コムシード株式会社 財務経理部
19. 行使請求受付場所  
株主名簿管理人事務取扱場所 中央三井信託銀行株式会社 本店営業部
20. 財務代理人 該当事項なし

21. 社債権者に通知する場合の公告  
本社債の社債権者に対し公告を行う場合は、法令に別段の定めがある場合を除き、当社は電子公告によりこれを行うものとする。ただし、事故その他やむを得ない事由により電子公告によることができないときは、日本経済新聞に掲載する。なお、法令に別段の定めがあるものを除き、公告の掲載に代えて社債権者に対し直接に通知する方法によることができる。
22. 本新株予約権付社債は会社法第254条第2項本文及び第3項本文の定めにより本社債又は本新株予約権のうち一方のみを譲渡することはできない。
23. 上場申請の有無   なし
24. 上記に定めるもののほか、本新株予約権付社債の発行に関し必要な事項は、代表取締役社長に一任する。
25. 上記各項については、証券取引法による届出の効力発生を条件とする。

以上

## 【ご参考】

### 1. 調達資金の使途

#### (1) 今回調達資金の使途

モバイルコンテンツ運営会社やオンラインゲーム開発・運営会社等へのM&A及びM&A後の事業を推進する為の運転資金等に充当する予定です。なお、M&Aと運転資金に充当する金額の内訳は未定です。仮にM&Aが実現されない場合はオンラインゲームのライセンス購入代金に充当し、M&Aやライセンス購入の実施までは現預金として保管、またはリスクの少ない安定性のある有価証券等で運用する予定です。

#### (2) 前回調達資金の使途の変更

該当事項はありません。

#### (3) 業績に与える見通し

今期の業績予想に変更はありません。

### 2. 株主への利益配分等

#### (1) 利益配分に関する基本方針

当社グループは、株主の皆様への利益還元を重要な経営課題と認識しており、利益配当についても業績に応じて継続的に実施しなければならないとの基本認識であります。しかし、当社は現状、未だ成長の途上にあるところから、内部留保を図り、業容を拡大していくことが株主の皆様へのもっとも大きな利益還元につながると考え、利益配当を実施しておりません。

#### (2) 内部留保資金の使途

当社は企業体質の強化及び今後の事業展開に備えていきたいと考えております。

#### (3) 配当決定に当たっての考え方

上記(1)記載の基本認識に基づきつつ、しかし各期の業績等を勘案しながら、利益配当について検討していく所存であります。

#### (4) 過去3決算期間の配当状況等

(単体)	平成17年3月期	平成18年3月期	平成19年3月期
1株当たり当期純利益	4,291.32円	△840.78円	△5,351.72円
1株当たり配当金 (中間配当額)	0円 (—)	0円 (—)	0円 (—)
実績配当性向	(—)	(—)	(—)
自己資本利益率(注1)	18.8%	△0.4%	△14.0%
純資産配当率(注2)	(—)	(—)	(—)

(注1) 平成17年3月期及び平成18年3月期は、株主資本利益率であります。

(注2) 平成17年3月期及び平成18年3月期は、株主資本配当率であります。

### 3. その他

#### (1) 潜在株式による希薄化情報等

今回のファイナンスを実施することにより、直近(平成19年6月14日)の発行済株式総数に対する潜在株式の比率は32.7%になる見込であります。

(注) 潜在株式数の比率は、平成17年12月9日発行のストックオプションの権利未行使分及び今回発行する無担保転換社債型新株予約権付社債の新株予約権が、全て当初の行使価額及び転換価額で権利行使された場合に発行される株式数を直近の発行済株式総数で除した数値であります。



(2)過去のエクイティ・ファイナンスの状況等

① 過去3年間に行われたエクイティ・ファイナンスの状況

○平成19年1月26日 第三者割当増資

- (1)発行新株式数 普通株式 7,500 株
- (2)発行価額 1 株につき 金93,000 円
- (3)発行価額の総額 697,500,000 円
- (4)資本組入額 1 株につき 金46,500 円
- (5)資本組入額の総額 348,750,000 円
- (6)割当先及び株式数 株式会社サイカン 7,500 株

※発行済株式総数 37,500 株(平成19年1月26日)

② 過去3決算期間及び直前の株価等の推移

(単位:円)

	平成17年3月期	平成18年3月期	平成19年3月期	平成20年3月期
始 値	2,000,000	145,000	151,000	59,900
高 値	2,600,000	247,000	163,000	61,000
安 値	□106,000	115,000	64,900	34,900
終 値	□149,000	150,000	64,900	43,600
株価収益率	34.7 倍	—	—	—

(注)1 □印は株式分割による権利落後の株価です。

(平成16年7月27日付にて1株を4株に株式分割いたしました。)

- 2 平成20年3月期の株価推移に関しましては、平成19年6月14日現在です。
- 3 株価収益率に関しましては、平成18年3月期、平成19年3月期並びに平成20年3月期につきまして、当期純利益が赤字或いは赤字を予想しているため算出できません。

(3)割当予定先の概要

当社と割当予定先との関係等は以下のとおりであります。

割当予定先の氏名又は名称		株式会社サイカン
割当新株予約権付社債(額面)		金500,000,000円
払込金額		金500,000,000円
割当予定先の内容	住所	東京都千代田区二番町11番20号
	代表者の氏名	代表取締役社長 角田 俊久
	資本の額	100,000,000円
	事業の内容	オンラインゲームの企画、開発、運営
当社との関係	出資関係	親会社
	取引関係等	該当事項なし
	人的関係等	該当事項なし

(注) 割当予定先の内容及び当社との関係の欄は、平成19年3月31日現在のものである。

以上